

大月市地域おこし協力隊 募集要項

人口減少や少子高齢化の進行が著しい大月市において、地域の活力の維持及び強化に資するため、地域外の人材を積極的に誘致し、定住及び定着を図り、もって地域の活性化に必要な施策を推進するため、大月市地域おこし協力隊を次のとおり募集します。

1. 募集する地域おこし協力隊の事業概要・募集人数

観光振興事業 1名

本市は、甲府方面と富士五湖方面への分岐点で古くから交通の要衝となっており多くの人々が往来しています。

本市の代表的な観光スポットは、国の名勝に指定されており、日本三奇橋の一つでもある猿橋があり、年間約6万人が訪れています。また、市内の山々から見える富士山は、まるで十二単をまとったように美しく見え「富士の眺めが日本一美しい街」としてPRをしていることから、多くのハイカーが訪れています。

さらには、桂川のアユ釣りや溪流釣り、シャワークライミングやラフティングなどのアクティビティ、体験農園や貸農園などもあり、首都圏から1時間程度の立地条件にありながら、本格的な自然・農業体験が楽しめるまちでもあります。

また、江戸幕府によって整備された五街道のひとつ「甲州街道」が市内を横断し、かつては市内に12もの宿場があり、その名残を感じさせる街道風景やまち並みが各地に存在しています。

加えて、最近では、大月に伝わる「桃太郎伝説」で地域を盛り上げようと活動が展開され、各種メディアに取り上げられるなど注目を集めています。

市内にはこのように魅力あるコンテンツが多数存在するものの、現状ではその魅力を十分に発信・活用できているとは言えず、コンテンツのブラッシュアップや掘り起こし、各コンテンツの連携による魅力向上及びそれらの効果的なプロモーションなどの取り組みが必要となっています。

一方、富士山世界文化遺産登録を契機に富士五湖方面へ向かう外国人観光客は増加しており、大月駅を利用する外国人観光客を多く目にしますが、電車を乗り換えるだけの単なる通過点となってしまっている現状にあります。2020年には、東京オリ・パラリンピックが開催され、さらに多くの外国人の訪日が予想されているところであり、この外国人観光客を少しでも本市へ滞留させる取り組みが必要となっています。

このような中、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現する計画を策定するとともに、その戦略を実行する組織「大月DMO」の設立を目指そうと、多様な参画者のもと「大月DMO推進協議会」が立ち上がっています。

そこで、観光によるまちづくりに意欲があり、本市、大月市観光協会及び各種関係者と連携しながら上記に示した課題解決に向けた活動を行うとともに「大月DMO推進協議会」に参画して「大月版DMO」の組成・運営に携わるなど、隊員の任期中はもとより、任期終了後も本市の観光地域づくりを牽引していただける人材を募集します。

※注 DMO: Destination Management/Marketing Organization

【主な活動内容】

- ・大月DMO推進協議会への参画及び大月DMO設立に向けた活動
- ・地域資源の発掘、商品開発、PR及び販売促進に関する活動
- ・地域資源を連携・活用した観光まちづくりに関する活動
- ・大月市観光案内所業務の支援
- ・大月市観光協会業務の支援
- ・大月市の各種事業への参画
- ・活動に必要と思われる研修会、会議、地域集会等への参加

【活動時間外に積極的参加を求める活動】

- ・地域活動への参加及び参画
(自治会活動やイベント・祭り等の伝統芸能等継承活動)

2. 応募資格

- (1) 年齢 満20歳以上の方(平成30年4月1日現在)
- (2) 性別 問いません
- (3) 免許資格 普通自動車運転免許を持っていること。
- (4) 日本国籍を有する者
- (5) 地方公務員法第16条に規定する欠格条件に該当しない者
- (6) 3大都市圏をはじめとする都市地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)及び半島振興法(昭和60年法律第63号)に基づく対象地域或いは指定地域以外の地域をいう。)に生活の拠点を置く住民で本市に住民票を異動できる者又は他自治体において2年以上の地域おこし協力隊の隊員経験があり、解嘱から1年以内の者であって本市に住民票を異動できる者
- (7) 心身ともに健康な状態で、かつ、意欲と情熱を持って地域協力活動を遂行すると認められる者
- (8) パソコンの操作ができること(ワード・エクセル・インターネット等)
- (9) 任期終了後、大月市において起業・就職・定住に意欲がある者

3. 応募手続き等

- (1) 応募受付期間
平成30年6月13日(水)～平成30年6月26日(火)
※応募状況に応じて、期間を延長する場合があります。
- (2) 応募方法
郵送のみ 平成30年6月26日(火)必着
- (3) 応募先
〒401-8601
山梨県大月市大月二丁目6番20号
大月市役所 総務部 企画財政課地域活性化担当「地域おこし協力隊募集」宛

(4) 応募書類

- ・大月市地域おこし協力隊申込書 1通
 - ・住民票の抄本 1通 (本籍・国籍の分かるもの)
 - ・活動目標レポート 各1通
 - ①地域おこし協力隊への応募動機 (原稿用紙400字以内)
 - ②活動目標 (原稿用紙800字以内)
- ※提出書類は、返却できません。

4. 選考方法

(1) 第1次選考「書類選考」

- ・応募書類を基に、書類選考による第1次選考を実施します。
- ・選考結果は、応募者全員に文書を発送します。

(2) 第2次選考「面接試験」

- ・第1次選考合格者を対象に、面接試験を行います。
- ・日時や場所等の詳細については、第1次選考結果の通知の際にお知らせします。

(3) 選考にあたり、特に考慮する要件

- ・各種マーケティングやプロモーションに関する実務経験
- ・旅行代理店等での実務経験や国内旅行業務取扱管理者以上の資格保有
- ・外国語通訳や翻訳の経験、英語・中国語・外国語会話の可否
- ・ICTやグラフィックデザイン、パソコン等による専門的な実務経験

5. 活動条件等

大月市地域おこし協力隊設置要綱及び大月市地域おこし協力隊観光振興事業実施要領の規程のとおりであり、主な内容・条件等は次のとおりです。

【身分】

地方公務員法第3条第3項第3号の規定する嘱託員として、市長が委嘱します。

【委嘱期間】

委嘱期間は、委嘱の日から平成31年3月31日までとし、活動に取り組む姿勢、業務の成果等により、次年度からは年度ごとに委嘱する。

また、任用した日から最長3年まで再任できるものとする。

【報酬】

月額 166,000円 (月額から社会保険料等の本人負担分が差し引かれます。)

【活動内容】

前述の「主な活動内容」のとおり

【活動日等】

活動日及び活動時間は、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までを基本としますが、土日祝日や時間外に活動が必要な場合もあり、その場合は、シフト勤務や振替休日などで対応することになります。

【待遇及び福利厚生等】

- (1) 年次休暇が10日、忌引き休暇が3日あり、この他に必要と認められる場合には特別休暇を取得できます。
- (2) 活動に必要と認められる経費については、市が予算の範囲内で負担します。
- (3) 活動に必要な車両は市が用意しますが、通勤などには利用できません。
- (4) 社会保険、厚生年金並びに雇用保険に加入していただきます。
- (5) 住居については、市が借り受けた空き家等に居住することを基本とします。
- (6) (5)の住居に転居する費用については、自己負担となります。
- (7) 電気・水道・ガス・通信回線等の開始に要する費用及び生活備品の購入費、光熱水費、通信費、自治会費など居住するうえで必要な費用はすべて自己負担となります。

6. 問い合わせ先

山梨県 大月市役所 総務部 企画財政課

TEL : 0554-23-5011 (直通)

E-mail : kkzaisei-19206@city.otsuki.lg.jp